

議事日程第 1 号

令和 4 年11月22日（火）

- | | | |
|-----|------------|---|
| 第 1 | 議席の指定 | |
| 第 2 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 3 | 会期の決定 | |
| 第 4 | 認定第 1 号 | 令和 3 年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 5 | 認定第 2 号 | 令和 3 年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 6 | 議案第12号 | 東日本大震災に係る岩手県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて |
| 第 7 | 議案第13号 | 令和 4 年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号） |
| 第 8 | 議案第14号 | 令和 4 年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） |

本日の会議に付した事件

上記日程のとおり

出席議員（31名）

- | | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 清 水 崇 文 君 | 2 番 | 三 浦 利 章 君 |
| 3 番 | 照 井 省 三 君 | 4 番 | 安 徳 壽美子 君 |
| 5 番 | 小 島 直 也 君 | 6 番 | 東 堅 市 君 |
| 7 番 | 鈴 木 一 夫 君 | 8 番 | 渡 辺 義 光 君 |
| 9 番 | 松 葉 明 人 君 | 10 番 | 中 村 正 志 君 |
| 11 番 | 荒 川 栄 悦 君 | 12 番 | 永 澤 由 利 君 |

13番 大坂 俊 君
15番 仲田 孝行 君
17番 米田 徳一郎 君
19番 今野 裕文 君
22番 東梅 守 君
24番 田中 二郎 君
26番 土川 昭悦 君
28番 大友 仁子 君
30番 林崎 寛次郎 君
33番 佐々木 功夫 君

14番 遠藤 幸徳 君
16番 上野 三四二 君
18番 山下 勝 君
21番 神田 謙一 君
23番 鈴木 重男 君
25番 浜川 末松 君
27番 高橋 寛寿 君
29番 佐藤 克典 君
31番 藤原 恵子 君

欠席議員（２名）

20番 高橋 輝彦 君

32番 高橋 七郎 君

説明のため出席した者

広域連合長 谷藤 裕明 君
代表監査委員 高橋 宏弥 君
次長兼
総務課長 鎌田 伸二 君
会計管理者兼
会計室長 羽生 広則 君

副広域連合長 山本 賢一 君
事務局長 吉田 一彦 君
業務課長 畠山 敬志 君

職務のため出席した者

議会書記長 鎌田 伸二 君
議会書記 佐藤 秀晃 君

議会書記 小林 香織 君

開会 午後 2時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（遠藤幸徳君） これより令和4年11月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は31名であります。

欠席の通告は、高橋輝彦議員、高橋七郎議員、以上2名であります。

地方自治法第113条の規定により定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

◎諸般の報告

○議長（遠藤幸徳君） 最初に、諸般の報告をします。

監査委員から例月出納検査の結果報告4件があります。お手元に資料を配付しておりますので、御了承願います。

◎議席の指定

○議長（遠藤幸徳君） これより本日の議事日程に入ります。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号により進めます。

日程第1、議席の指定を行います。

新たに広域連合議会議員に2名の方が選出されたことに伴い、議席を議長において指定します。

その議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

鎌田書記長。

○議会書記長（鎌田伸二君） 議席番号3番 照井省三議員、議席番号11番 荒川栄悦議員。

以上でございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（遠藤幸徳君） 日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において11番 荒川栄悦議員、12番 永澤由利議員の２名を指名します。

◎会期の決定

○議長（遠藤幸徳君） 日程第３、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日１日といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（遠藤幸徳君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日１日と決定しました。

◎認定第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸徳君） 日程第４、認定第１号「令和３年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

吉田事務局長。

○事務局長（吉田一彦君） お手元に配付しております議案書の１ページをお開き願います。

認定第１号「令和３年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定」につきまして、その概要を御説明申し上げます。

本議案は地方自治法第292条において準用する同法第233条第３項の規定に基づき、監査

委員の意見を付して議会の認定をいただくため提出するものであります。この議案書のほかに、別冊の令和3年度岩手県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算書を御覧いただきたいと存じます。

初めに、決算書の1ページ、2ページをお開き願います。

歳入につきましては、歳入合計の予算現額1億9,438万1,000円に對しまして、収入済額は1億9,447万8,793円で、予算額に対する収入済額の比率は100.05%でございます。

次に、3ページ、4ページをお開き願います。

歳出につきましては、歳出合計の予算現額1億9,438万1,000円に對しまして、支出済額は1億8,855万4,331円で、執行率は97.00%、不用額は582万6,669円となっております。

4ページの表の下を御覧願います。

歳入歳出差引残額は592万4,462円となり、これを令和4年度へ繰り越すこととなります。

なお、決算の主な内容につきましては、会計管理者から御説明申し上げます。

よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（遠藤幸徳君） 当局からの提案理由の説明が終わりました。

審議に先立ち、会計管理者から決算の概要についての説明があります。

羽生会計管理者。

○会計管理者兼会計室長（羽生広則君） それでは、一般会計歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。

お手元の決算書、5ページから14ページまでの事項別明細書に沿って、主な内容を御説明いたします。

最初に、5ページ、6ページをお開き願います。

初めに、歳入でございますが、第1款分担金及び負担金は、事務局運営に要する事務費や職員の人件費などに係る市町村の負担金でございます。

第4款財産収入から、7ページにまいりまして、第8款第1項、諸収入の預金利子までの内容につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

続く第2項雑入は、8ページの備考欄に記載のとおり、職員用住宅の借りに係る職員の自己負担分などでございます。

9ページにお進み願います。

歳出でございますが、第1款議会費の内容につきましては、10ページの備考欄に記載のとおりでございます。

第2款総務費の第1項総務管理費の内容につきましては、10ページ及び12ページの備考欄に記載してありますように、広域連合事務局の管理に要する事務経費のほか、派遣職員に係る人件費について派遣元の市、町への負担金や、財政調整基金への積立金などがございます。

以上で一般会計歳入歳出決算について説明を終わりますが、決算書のほかに、地方自治法第292条において準用する同法第233条第5項に基づく実質収支に関する調書や財産に関する調書、主要な施策の成果に関する報告書を提出しておりますので、併せて御参照願います。

以上でございます。

○議長（遠藤幸徳君） 管理者から説明が終わりました。

引き続き、監査委員から決算審査の報告をお願いいたします。

高橋代表監査委員。

○代表監査委員（高橋宏弥君） 地方自治法の規定に基づき、令和3年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算について審査を実施し、広域連合長宛て、審査意見書を提出いたしましたので、その概要を御報告申し上げます。

審査の結果、決算書及び関係書類は、関係法令の定めるところにより、適正に調製されており、また、決算書等の計数は、関係書類と照合した結果、正確であると認められました。予算の執行につきましては、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

以上、一般会計の決算審査意見の概要について御報告申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の審査意見書を御覧いただきたいと存じます。

○議長（遠藤幸徳君） 監査委員から決算審査報告が終わりました。

これより審議を行います。

認定第1号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸徳君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

15番、仲田議員。

○15番（仲田孝行君） 歳入歳出決算書の10ページ、予算の1項1目の第3節職員手当についてですけれども、163万7,000円何がしかの不用額について、前年と比較してこういう不

用額というのは、何か予算が甘かったのかなという感じがいたします。

もう一点、この手当の中で寒冷地手当というのがありますが、これは報酬の中に入れるべきじゃないでしょうか。もう岩手県が寒冷地なので、何か寒冷地手当というと暖かいところは冷房手当を出さなくちゃいけないとか、そういうことで、ちょっとこういうのは報酬に入れるべきじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤幸徳君） 鎌田次長。

○次長兼総務課長（鎌田伸二君） ただいまの職員手当などについての御質問でございます。

こちらにつきましては、時間外勤務手当等の経費もこの中に含めてございまして、例えば通勤手当、管理職手当等については、ある程度定額ですので、所要額を見込むことができるのですが、時間外勤務手当についてはある程度の予算を確保していたというところもございまして、一定額の不用額が出たというところでございます。

また、寒冷地手当につきましては、これは、国家公務員も同じですけれども、寒冷地の等級に応じまして寒冷地手当を支給するという事となっておりまして、県内でも、寒冷地の等級に該当する市町村に勤務している職員については寒冷地手当を支給するという事とされております。それと同様な形で、当広域連合の職員につきましても寒冷地手当を支給しているものでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤幸徳君） 仲田議員。

○15番（仲田孝行君） 時間外勤務手当を高く見積もり過ぎたということで、それが主な不用額の中身だということですが、これはちょっと時間外勤務というのは大体例年決まっているでしょうから、極端に少なかったという、その原因はどういうふうに把握しているのか。

それと、寒冷地手当は職員全員が受け取るものなのか、あるいは陸前高田市とか大船渡市とか比較的暖かいところから盛岡市に来ている方だけの手当なのか。確認です。

○議長（遠藤幸徳君） 鎌田次長。

○次長兼総務課長（鎌田伸二君） 予算につきましては、できるだけ精査する必要があると考えてございます。昨年度は、予算額に対しての実績額が少なかったということで、不用額が生じておりますけれども、今後におきましては、過去の実績等を踏まえまして適正な予算執行、予算計上に努めていきたいと考えてございます。

また、寒冷地手当につきましては、先ほど言いましたとおり、市町村ごとに寒冷地の等級

がございす。県内では、おっしゃるとおり、沿岸の市町村については寒冷地手当の対象となっていない市町村もあります。ただ、盛岡市は対象になっているということで、現在、広域連合の職員は盛岡市内に居住している職員が多いということでございすので、その居住する市町村に応じて寒冷地手当を支給しているというところでございす。

○議長（遠藤幸徳君） ほかにございせんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸徳君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

認定第1号「令和3年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（遠藤幸徳君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決しました。

◎認定第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸徳君） 日程第5、認定第2号「令和3年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局から提案理由の説明求めます。

吉田事務局長。

○事務局長（吉田一彦君） 議案書の2ページをお開き願います。

認定第2号「令和3年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」につきまして、その概要を御説明申し上げます。

本議案につきましても、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付して議会の認定をいただくため提出するものであります。

初めに、決算書の15ページ、16ページをお開き願います。

歳入につきましては、歳入合計の予算現額1,611億1,121万円に対しまして、収入済額は1,616億2,558万7,513円で、予算額に対する収入済額の比率は100.32%でございす。

なお、不納欠損額の39万3,424円につきましては、第三者行為に係る損害賠償金について欠損処置したものでございます。

また、収入未済額が1,774万6,299円となっておりますが、第三者行為に係る損害賠償金のほか、医療給付に係る返納金などがございます。

次に、17ページ、18ページをお開き願います。

歳出につきましては、歳出合計の予算現額1,611億1,121万円に対しまして、支出済額は1,583億2,622万9,395円で、執行率は98.27%、不用額は27億8,498万605円となっております。

18ページの表の下を御覧願います。

歳入歳出差引残額は32億9,935万8,118円となり、これを令和4年度に繰り越すこととなります。

なお、決算の主な内容につきましては、会計管理者から御説明申し上げます。

よろしくご審議の上、御認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（遠藤幸徳君） 当局からの提案理由の説明が終わりました。

審議に先立ち、会計管理者から決算の概要についての説明があります。

羽生会計管理者。

○会計管理者兼会計室長（羽生広則君） それでは、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要について御説明を申し上げます。

一般会計と同様に、決算書の19ページから44ページまでの事項別明細書に沿って御説明をいたします。

最初に、19ページをお開き願います。

まず、歳入でございます。

第1款市町村支出金の第1項第1目事務費負担金は、制度運営に要する事務費などの共通経費と歯科健康診査事務費などに係る市町村の負担金でございます。

21ページにまいりまして、第2目保険料等負担金の第2節保険基盤安定負担金は、保険料の軽減措置に係る市町村の負担金でございます。

23ページにまいります。

第3目療養給付費負担金は、当該市町村に住所を有する被保険者が医療を受けた際の療養給付の費用に対しまして、その12分の1に相当する市町村の負担金でございます。

ページお進み願いまして、25ページをお開き願います。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金は、療養給付に係る国の負担金でございます。

第2項国庫補助金、第1目調整交付金は、被保険者の所得格差による広域連合間の財政の不均衡を是正するための普通調整交付金と、災害その他の特別な事情を勘案して交付されます特別調整交付金でございます。

第2目保健事業補助金は、被保険者の健康診査の実施に対する補助金、第4目特別高額医療費共同事業補助金は、国保中央会が実施する特別高額医療費共同事業への拠出に対する補助金、第5目後期高齢者医療災害臨時特例補助金は、東日本大震災に伴う福島第一原発事故の被災者に対する一部負担金の免除や、保険料の減免措置などに対する補助金でございます。

次に、このページの下段から27ページ、8ページにかけまして記載しております第3款県支出金、第1項県負担金は、療養給付費に対する県の負担金でございます。

第3項県補助金は、東日本大震災の被災者を対象としました一部負担金の免除措置に対する補助金でございます。

第4款支払基金交付金は、現役世代が加入する被用者保険等からの支援金として、療養給付費の約4割相当額が社会保険診療報酬支払基金から概算交付されたものでございます。

第5款特別高額医療費共同事業交付金は、先ほど国庫補助金のところで御説明しましたが、国保中央会が実施する特別高額医療費共同事業による交付金でございます。

ページ進みまして、29ページをお開き願います。

第8款繰入金は、令和2年度分の療養給付費確定に伴う国や県、市町村などからの負担金の精算に当たって、返還に必要となる額を基金から繰り入れたものでございます。

第11款諸収入の第3項、第1目第三者納付金は、交通事故等の第三者行為に係る損害賠償金でございます。

33ページへお進み願います。

歳出でございます。

第1款総務費、第1項総務管理費の内容につきましては、34ページと36ページの備考欄に記載しておりますが、主なものは被保険者への各種通知のための郵便料、制度運営に係る各種業務委託料や電算処理システム機器の借り上げ料などでございます。

次に、35ページからの第2款保険給付費は、被保険者が医療を受けた際の療養の給付費用や、自己負担が高額となった場合に支給される高額療養費の費用などでございます。そのうち、35ページの第1項療養諸費の第5目審査支払手数料は、診療報酬等の審査支払業務を岩手県国保連に委託している経費でございます。

37ページの第3項その他医療給付費の第1目葬祭費は、被保険者が亡くなられた場合に1人当たり3万円を支給したものでございます。

また、第2目傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症対策として給付しているものでございますが、令和2年度に引き続き、令和3年度も支出はございませんでした。

次に、第3款県財政安定化基金拠出金は、岩手県が設置しております後期高齢者医療財政安定化基金への拠出金で、国・県と同額を拠出しておるものでございます。

第4款特別高額医療費共同事業拠出金は、著しく高額な医療費の発生による財政負担を緩和するために設けられた当該事業への拠出金でございます。先ほど歳入で御説明しましたが、この拠出金に対し、国から補助金が交付されています。

39ページへお進みます。

第5款保健事業費の第1項第1目健康診査費は、被保険者の健康診査や歯科検診事業を実施した市町村に対する補助金を、また、第2目健康保持増進事業費は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の市町村への委託経費のほか、人間ドックなどを実施した市町村に対する補助金を計上しているものでございます。

41ページにまいりまして、第9款諸支出金は、市町村への保険料負担金の還付金、あるいは令和2年度の療養給付費等の確定に伴い生じた国や県、市町村からの療養給付費負担金などの精算返還金でございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計決算についての説明を終わります。

○議長（遠藤幸徳君） 会計管理者からの説明が終わりました。

引き続き、監査委員から決算審査の報告をお願いいたします。

高橋代表監査委員。

○代表監査委員（高橋宏弥君） 地方自治法の規定に基づき、令和3年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について審査を実施し、広域連合長宛て、審査意見書を提出いたしましたので、その概要を御報告申し上げます。

審査の結果、決算書及び関係書類については、関係法令の定めるところにより適正に調製されており、また、決算書等の計数は、関係書類と照合した結果、正確であると認められました。予算の執行につきましては、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

今後も安定した医療保険制度の運営のため、収入及び支出の見通しを的確に把握するとともに、保険料収納率の向上や収入未済額の縮減に努めるほか、適正受診の促進や保健事業の

以上、後期高齢者医療特別会計の決算審査意見の概要について御報告申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の審査意見書を御覧いただきたいと存じます。

4番、安德議員。

○4番（安徳壽美子君） 歳出ですけれども、まず1款の総務費です。

ここで、備考のところの真ん中からちょっと下に、保健指導専門員報酬ということで、これ、不用額は少ないですが、多分、保健師さんかなと思うのですけれども、保健師さんかどうかということと、それから、何名の配置なのか、この方々の業務内容はどのようになっているのか、正規なのか非正規なのかお伺いします。

その1つ下の、今日、研修しました高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業委託料ですけれども、不用額の理由と、それから、説明資料を見ますと、いろいろ企画されたり、実施上に関する様々な財源が示されていましたが、この財源はどういう積算根拠でやっていたのか。

それから、保健事業ということで、後期高齢からも出しているわけですが、介護予防というふうになったときに、これは、各実施主体の市町村が一般会計から出すのか介護保険事業から出すのか。その辺も、もし分かればお願いしたいと。

2年、3年の実施自治体については説明がありましたけれども、今年度、令和4年度での一体事業を実施している自治体が分かれば、自治体名を教えてください。

○議長（遠藤幸徳君） 質問は4件ですか。4件ですね。

○4番（安徳壽美子君） はい。

○議長（遠藤幸徳君） 挙手をお願いします。

畠山業務課長。

○業務課長（畠山敬志君） まずは、マイナンバーカードの取得促進業務委託料に関連してのご質問で、相談件数ですが、令和4年2月に、1か月間、電話対応について民間の派遣会社に委託しまして、常時2名による対応で、件数としては136件ほどの相談、問合せがありました。内容とすれば記載内容に関する部分で、実際に15万件ほどの発送、その当時マイナンバーカードを持っていない後期高齢者の被保険者に対しまして一斉に申請書を発送したものでございまして、実際に手続がどのように進んだかという部分については、各市町村の窓口においての手続になるので、こちらで、その勧奨によって反応が幾らあったかという数字はちょっと押さえてはおりません。

1点目については、これでよろしいでしょうか。

2点目は保険給付費の件で、不用額が多いということでございます。

令和2年度に比べて13億ほど給付費自体は増加をしている状況でございますが、いわゆる予算として見た場合に、やはり医療の高度化とかコロナの感染症の関係で、給付がどのようになるのか、やはり難しい状況でございました。そういった部分で、結果としては、やはりコロナによる受診控えなのかどうか、ちょっと正確に分析はできてはございませんが、通常の医療費の伸びでいけばそれぐらい必要だったのかなというところではございますが、結果としては、少なくなったという結果として捉えてございます。

次に、40ページの保健指導専門員についてでございます。

こちら、令和3年度、会計年度任用職員2名の雇用となっております。業務の内容につきましては、保健師でございます。保健指導です。やはり専門知識を持った保健師が、次の質問にも関わりますが、一体的実施を市町村と共に連携して進めていくためには専門的知識がいるということで、専門職の知識を活用しながら、各市町村の状況、あるいは、国保連と一緒にKDBの分析等、そういった部分も各市町村の保健師と一緒にあって状況把握に努め、一体的実施を進めていきたいということで、ずっと2名の配置で来ているところでございます。

次の4点目、一体的実施の不用額の部分でございますが、年度当初、予算を組む段階では、市町村数、あとは、実施に至るその圏域に、1圏域に対して350万円の人件費等々の積算を最大限で見えておまして、事業実施に当たって精査をしていった結果、そういった部分で減額となったということが、不用額が生じた要因となっております。

以上です。

○4番（安徳壽美子君） 今年度の。

○業務課長（畠山敬志君） 今年度の実施市町村数は15、全体で、これまで15市町村になってございます。

○4番（安徳壽美子君） 令和2年と令和3年で15ですか。今年度までに、新たに実施したものでですか。

○業務課長（畠山敬志君） 新たにです。令和4年度に実施をした市町村は全部で15市町村になっておまして、令和2年度に6市町村、令和3年度、プラス3市町村で9市町村、令和4年度で6市町村が加わって、15市町村となっております。

市町村サイドで介護なのか一般会計なのかということですが、これは、市町村によって選択できるということになっておりますので、どちらでも支出は可能になっているというところでございます。

○議長（遠藤幸徳君） 安徳議員。

○4番（安徳壽美子君） 4番です。

まず、マイナンバーカードのところからですけれども、この前、2月の1か月間行われたということで、136件ということですが、25日やったとして、1日にまず6件ぐらいということになります。その相談の業務を委託しなければいけないようなものがこのマイナンバーカード取得促進委託事業の中に、何か国の指導か何かで入っていたわけなのかどうか。まず、市町村がマイナンバーカードの申請を受け付けて手続をするわけで、特別に

こういった電話対応をどうしても設けなきゃいけない理由は、いまいち分からないので、もう一度お願いします。

それと、保健指導専門員のところですけども、今の説明だと、高齢者の保健事業と介護予防の一体事業を進める上で、この会計年度任用職員の保健師さんたちがいらっしゃるということでしたけれども、広い岩手県で2名で大丈夫なのかという、ちょっと心配があります。私は、この一体事業を進めなさいという立場ではありませんが、ちょっと疑義があるのですけれども、本当に進めようということで内容を充実させるという意味では、例えば、もちろん自治体には、保健師さんたち、栄養士さんたち、様々、専門の職員がいらっしゃいますけれども、これで十分なのかなという、ちょっと疑問がありますので、その辺についてのお考えを聞きたいというふうに思います。

最後ですけども、一体事業のところですけども、今日の研修を聞くと、お願いをしなきゃいけないというような言い方を講師の先生がされていました。これは、たしか令和何年度までかに全自治体で実施するということは言われていたような気がします、その辺の見通し、それから、これを本当に進めていく上で今、何が一番課題になっているのか。そのあたりについて、もし把握されているのであればお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤幸徳君） 吉田事務局長。

○事務局長（吉田一彦君） それでは、前段のマイナンバーカードについて私からお話をしたいと思います。

令和3年度の事業につきましては、国から、マイナンバーカードを国民の方々に取得してほしいということで、74歳未満の方については市町村で周知活動を行っておりまして、75歳以上につきましては後期高齢者医療広域連合で取得のための周知活動を行ってほしいと要請がありまして、それで、令和3年度につきましては、私どもで被保険者の方、大体15万2,000人に申請書を郵送いたしました。

ただ、やはり受け取った方にしてみれば、いきなりそういった申請書が来るので、マイナンバーカードの取得においては、いろいろ、その手続が面倒だとか、メリットがなかなか分からないとか、あとは情報流出が怖いというのがあるものですから、そういう問合せに適切に対応するために、コールセンターを私どもでも設置をいたしまして、御質問に対していろいろ対応したということでございます。いずれ、今後はマイナ保険証ということもありますので、国にも、丁寧な説明を求めながら、よりよい対応をしてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（遠藤幸徳君） 畠山業務課長。

○業務課長（畠山敬志君） 続きまして、マイナンバー関連に関してですけれども、この事業につきましては、このような取組をなさないと国のほうから来た部分もありまして、10分の10の国の補助金をもって対応しているところでございます。

次の、保健師2名の対応で大丈夫かという部分でございます。

県内全域を統括する形で広域連合があり、そこに2名の保健師が在籍しているという状況になってございます。それぞれ市町村に保健師等がいらっしゃいますが、次の未解決の課題にもつながりますけれども、やはりマンパワー不足が一番の原因という状況で、なかなか進まないのはそこにあるという認識を持っておりますし、実際に市町村の意見を聞くと、そのような状況になっています。

この一体的実施については、人件費の部分についても補助があるということなので、ぜひそれを活用していただいて、令和6年までに全ての市町村において、一体的な実施を展開するという国の方針が示されてございます。

そういった中で、岩手県の状況につきましては、先ほど15市町が取り組んでいるというところでございますが、何度も市町村と対面で、あるいはウェブでお話を聞きながら、担当の方と調整をしているところでございます。現状におきましては、令和5年度、9市町村の取組予定、残る9市町村も令和6年までに何とか取り組む予定ということで、未定という市町村が今年なくなったというところでありますけれども、これを取りこぼししないように、引き続き、保健師の助言、2名の保健師とともに市町村に対する助言をしていきながら、その費用的な部分は職員のほうで対応し、相談に乗りながら進めてまいりたいと考えてございます。

○4番（安徳壽美子君） 2人で十分かということで聞いたのですが。

○議長（遠藤幸徳君） 畠山業務課長。

○業務課長（畠山敬志君） 現状の部分につきましては、直営の保健事業も抱えてございます。

そういった部分と、まず割り振り、時間的な部分、時間外等の発生状況、そういった部分を勘案して、派遣職員も同様にその部分、フォローに入りまして、現状では何とか充足、対応できるという認識を持っております。

○議長（遠藤幸徳君） ほかに質疑はありませんか。仲田議員。

○15番（仲田孝行君） 先ほどの安徳議員に続いてマイナンバーカードの件ですけれども、その個人情報保護の条例をこの広域連合議会でもまだ決めていないのに、集めていいのかど

うか。その辺、確認したいと思います。

それから、34ページ、1款1項1目、マイナンバーカードの上の重複・多剤投薬者保健指導業務委託料1,360万を計上しているわけですが、いろいろレセプトを見ながら、保健指導しているようですが、委託業者何社に頼んで、何件くらいのその指導をなさって、このお金をかけた以上のパフォーマンスが確保できているのかどうかを確認したいと思います。そういうことで、結果報告をいただいているかどうか、そういう業者さんから。

それから、全体的な環境も特定できないのですけれども、令和2年度比で歳入が3億円減、歳出、支出額が10億円減、これのところ、代表監査委員さんはどのように評価しているのか確認したいと思います。

○議長（遠藤幸徳君） 鎌田次長。

○次長兼総務課長（鎌田伸二君） 最初のご質問ですが、個人情報を集めるということで、マイナンバーの関係ということでございますが、こちらにつきましては、あくまでその申請をしていただきたいということで、そのお知らせの通知等で周知をさせていただいております。実際の手続は、各市町村の窓口でマイナンバーカードの申請をしていただくということになっておりますので、広域連合が直接そういったマイナンバーの申請を受付するというものではないです。それで、これに関する個人情報を取り扱うということではございません。

○議長（遠藤幸徳君） 畠山業務課長。

○業務課長（畠山敬志君） 2点目の重複・多剤の投薬者等の保健指導事業ということでございますが、こちらは、この業務ができる業者に指名競争入札を行いまして、委託した業者に対応していただいています。

岩手県薬剤師の協力も得られてございまして、内容としましては複数月のレセプトから、先ほどお話があったとおり、多剤の該当になる方を抽出しまして、これは、薬剤師が目でレセプトを見て拾ったものでございますが、対象者4,000名の抽出をまずしております。そこから優先度の高い者、1,909名に絞ったうえで、実際に費用分析を継続してしたものが、1,834名が、最終的に、これから申し上げる薬剤の費用の効果の対象となっております。

費用額、結論からいきますと、1人当たり月額963円の減効果が、減らすことができるという効果を分析してございます。そのような状況でございます。

すみません。最初に私のほうで指名競争入札と申し上げましたが、そこは訂正をさせていただきまして、随意契約でこちらの岩手県薬剤師会と連携できる業者ということで選定をして、契約をしているというところでございます。

○議長（遠藤幸徳君） 高橋監査委員。

○代表監査委員（高橋宏弥君） 歳入歳出で増減に差が生じてはおりますけれども、基金からの繰入れでありますとか、あとは、次年度にわたる精算とかもございますので、この運営自体につきましては、特に問題はないと考えております。

○議長（遠藤幸徳君） 仲田議員。

○15番（仲田孝行君） この重複云々ですけれども、結局、私も計算機がないのですけれども、1人当たり、4,000人抽出して、最終的に1,834人の方にいろいろ、そういうふうに、こうやったり、そのように使われて、次は別の計画にされるということですから、計算は、これ掛ける、12掛ける1,834でよろしいですか。

○議長（遠藤幸徳君） 畠山業務課長。

○業務課長（畠山敬志君） すみません。説明不足の部分をおわび申し上げます。

薬剤費の年間の削減額を申し上げますと、2,130万円ほどになっております。

○議長（遠藤幸徳君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸徳君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸徳君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

認定第2号「令和3年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（遠藤幸徳君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第2号は原案のとおり認定することに決しました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸徳君） 日程第6、議案第12号「東日本大震災に係る岩手県後期高齢者医療保

険料の減免に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」を議題といたします。

当局から提案理由を説明願います。

吉田事務局長。

○事務局長（吉田一彦君） 議案書の３ページをお開き願います。

議案第12号「東日本大震災に係る岩手県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」であります。東日本大震災により、原子力災害特別措置法の規定による避難指示などの対象地域に住所を有していたことにより避難した被保険者に係る令和４年度相当分の後期高齢者医療保険料を減免するため、当該一部改正条例を制定する必要が生じたことから、令和４年７月21日に専決処分を行ったものであります。

なお、４ページには改正条例を載せております。

説明は以上となります。よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（遠藤幸徳君） これより議案審議を行います。

議案第12号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸徳君） これをもって質疑を終わります。

意見はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸徳君） 意見を終わります。

議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（遠藤幸徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号及び議案第14号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸徳君） 日程第7、議案第13号「令和4年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」及び日程第8、議案第14号「令和4年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を一括議題といたします。

当局から提案の理由の説明を求めます。

吉田事務局長。

○事務局長（吉田一彦君） 議案書の5ページをお開き願います。

議案第13号「令和4年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」についてありますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ592万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億31万円とするものであります。

6ページ、7ページをお開き願います。

別表、歳入歳出予算補正の補正額の欄等を御覧願います。また、別冊の令和4年度岩手県後期高齢者医療広域連合補正予算に関する説明書の1ページからの一般会計補正予算（第1号）に関する説明書を御覧いただきたいと存じます。

令和3年度決算において剰余金が確定したことから、財政調整基金への積立金の増額を行うため、所要額の補正を行うものであります。

次に、議案書の9ページをお開き願います。

議案第14号「令和4年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についてありますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18億4,625万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,611億1,948万7,000円とするものであります。

10ページ、11ページをお開き願います。

別表、歳入歳出予算補正の補正額の欄等をご覧願います。また、別冊の説明書の11ページからの後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に関する説明書を御覧いただきたいと存じます。

令和3年度決算における剰余金及び令和3年度の療養給付費負担金などに係る国・県及び22市町村への返還金が生じたことから、後期高齢者医療制度広報事業においてマイナンバーカード健康保険証医療促進に係る広報掲載業務委託を実施するために、所要額の補正を行うものであります。

以上、議案第13号及び議案第14号につきまして御説明を申し上げました。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（遠藤幸徳君） これより議案審議を行います。

議案第13号及び議案第14号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

4番、安徳議員。

○4番（安徳壽美子君） 議案第14号の後期高齢者医療特別会計のほうです。

ページ数は11ページのところですけども、マイナンバーカードの健康保険証事業促進に係る広報の掲載事業委託ということで広報事業を加えていますけれども、この具体的な事業内容を教えてください。

○議長（遠藤幸徳君） 畠山業務課長。

○業務課長（畠山敬志君） お答え申し上げます。

具体的な内容につきましては、健康保険証とマイナンバーが一体化をすることによってこのようなメリットがありますということを新聞広告掲載という形で考えてございます。

経緯から申し上げますと、本年6月に、厚労省のほうから、それを周知していく必要があるもので、広域連合としても取組をお願いする旨の文書が来ておりまして、決算の中でもありましたが、マイナンバーの取得の勧奨も盛んにしてございますので、新聞掲載でまずは皆さんに周知をしていきたいと考えてございます。

ところが、10月に、急遽、将来的に保険証を廃止するというふうな話も政府方針として示されてございますので、そういった内容や状況、推移を見ながら、掲載の内容等については吟味して、慎重に対処してまいりたいと考えてございます。

○議長（遠藤幸徳君） 安徳議員。

○4番（安徳壽美子君） 新聞掲載ということで、事業内容は分かりました。

ただ、マイナンバーカードは、それは、義務でもなければ何でもなし。自分で自主的に申請して作るということが方針ですので、勝手に保険証とくっつけますよとか、そのほかともくっつけますよと政府が言ってくる、言っていることそのものもちょっといかがなものかと思っているわけですけども、メリットを新聞に載せますよと。ただ、デメリットもあるわけで、特に後期高齢で75歳以上の高齢者ということで、認知機能とかそういうことをいろいろ言うわけではありませんけれども、やっぱりデメリットもあるということきちんと明記する必要があるのではないかと。

あとは、医療従事者というか、医療の側からも、今の保険証でも十分使えるし、さらに、整備しなければいけないものもあるしということで、そういった状況が、果たして岩手県内

はどうか。病院はどうか。その辺も、もし分かれば、保険証じゃなくマイナンバーカードでできるものかどうか。

地域の人たちにいろいろ聞くと、暗証番号を忘れちゃったら困るよねとか、いろんな話も聞いたりするので、ちょっとそういった対応なんかが余計、窓口は大変なんじゃないかなと思います。本当にこれをどんどん進めていっていいのかどうか。丁寧に、慎重にということをお願いしたけれども、その辺のちょっと基本的なところを少し聞きたいと思います。

○議長（遠藤幸徳君） 吉田事務局長。

○事務局長（吉田一彦君） お答えいたします。

今回の委託業務ですけれども、これは、国の２次補正が政府で閣議決定されたということで、その中に盛り込まれているものとなっております。それで、これから国会の審議があるかと思いますが、確かに、おっしゃるとおり、いろいろメリットもあればデメリットもあります。現在マイナンバーカードに対応している医療機関も、全国的にはまだ30%ということもありますし、そのカードの中にいろいろ情報が入っておりますので、紛失したときどうなるのかとか、漏洩の問題がどうなるかといったこと等、いろいろ問題もございます。

ただ、国では、そういう方針を示して、予算も確保しながら、広域連合でも周知活動を行ってほしいという要請がありましたので、いずれ、国の取組を注視しながら慎重に対応していきたいと思います。

周知は、新聞掲載を考えておりますが、これは、全国どこの広域連合でもやるとは思いますけれども、内容についても、国からいろいろ情報を入手しながら、文面についてもしっかりと精査しながら対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（遠藤幸徳君） ほかに質疑の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸徳君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸徳君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第13号及び議案第14号を一括採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（遠藤幸徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第13号及び議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（遠藤幸徳君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって今期定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 3時06分

岩手県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 遠 藤 幸 徳

署 名 議 員 荒 川 栄 悦

署 名 議 員 永 澤 由 利